

# 人権作文・人権ポスター特集

# みちしるべ

第117号

人権・同和問題啓発広報  
人権同和政策課  
☎ 22-7506  
同和教育・啓発推進会議

平成23年度人権作文コンクール 特選

## 「差別」の心

高松小学校4年 福本 花帆

学校のじゅ業で、「差別」について学びました。「差別」とは、「遊びの仲間に入れてあげない」とか、「決めた人だけにやさしくする」ということなどでした。

前から、「差別」はいけない事だと分かっていましたが、私もしていたことに気付きました。その理由は「せい別」「年れい」「しょうがい」などではありません。相手に対する「私の思い」です。例えば、「いじわるをする子」「悪口を言う子」「自分とは何かちがうと思う子」は、私はよい気分がしません。だから、そういう子に対して私のたい度はちがっていました。

どのような「差別」をしていたかという、仲の良い友達と遊んでいる時好きではない子が、「入れて」と言ってきたら、てきとうな理由でことわりしました。また、二人の友達から同じたのみ事をされた時、一人の友達には

やっであげて、もう一人の友達にはこわったこともありませす。その時は、ついそういうたい度をとってしまいましたが、内心はいけないことをしていると分かっていました。でも、好きではない友達だからこわってしまいう私でした。

また、前に仲良しの友達が、私が見たのは、「いいよ。」と答えてくれましたが、私の好きではない子のたのみはこわっていたのを見ました。私は、うれいような、でもこわられた子がかわいような、ふくざつな気持ちでした。

こんなふうな、相手によってたい度を変えると、その人もいやな気分になつただろうし、私自身も気持ちのよいことではありませんでした。

「差別」とは、された人はとてもつらくて悲しいことですが、「差別」をする人も悲しい気持ちになると思いま

した。

もし、「せい別」や「年れい」、「しょうがい」で人のたい度や気持ちが変わつたら、だれにとつても悲しいことです。

そこで、私は、苦手だった友達の長所をどどん見つけようと考えました。そして、だれに対しても、気持ちのよい行動がとれるようにど力しようと思いました。

例えば、らんぼうな言葉遣いをする友達のことが私は苦手でしたが、その友達は、泣いている子によくやさしい言葉をかけていることに気付きました。友達の一面ばかりを見るのではなく、いろいろな面を見て、良い所を見つけてるように、私自身を変えていこうと思います。そうすると、その友達ともいい関係になれると思います。

私は、じゅ業で、「差別」について学び、自分の友達に対しての気持ちについて考えることができ、よかつたです。

さらに、私の周りだけでなく、世界中から「差別」がなくなればいいと思います。そのために、身近なことから変えていきたいです。

出雲市教育委員会では、次代を担う小中学生が、学校生活などの体験に基づいて、自分の考えや思いを表現することにより、人権尊重についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的に、人権作文、人権ポスターコンクールを実施しています。

今年度は、市内小・中学校から、校内審査などを経た作文134点、ポスター166点の応募があり、その入賞作品の中からいくつかの作品を紹介します。



平成23年度人権ポスターコンクール 入選  
まかへ よしのぶ  
遥堪小学校5年 間壁 由巨



平成23年度人権ポスターコンクール 入選  
すぎたに さき  
鵜鷺小学校6年 杉谷 咲

## 子どもの権利

近年、いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭への引きこもりなどが大きな課題となっています。また、幼い命が失われる痛ましい事件も発生するなど子どもに対する虐待も深刻な問題となっています。本来、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。ここでは、「子どもの権利」について少し考えてみましょう。

子どもの権利の基本は、1989年の国際連合の総会で採択された「子どもの権利条約」に定められています。この条約は、地球上のすべての子どもが自分らしく健康に生きることができるようになることを目指してつくられました。日本は1994年にこの条約を守る約束をしました。

この「条約」では子どもの権利として次の4つの権利を守ることが定められています。

### 1 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健康やかに成長する権利を持っています。

### 2 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならないと、紛争下の子ども、障がいのある子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

### 3 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じるものが守られることも、自分らしく成長するためにも重要です。

### 4 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときは、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

子どもは発達の過程にありますが、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。よく、子どもに権利だからといって自由を認めると、わがままな人間になってしまうという意見を耳にします。しかし、権利は実際に行使されなければ意味がありません。子どもは、それぞれが権利を行使していくなかで、はじめて、みんなの権利を実現するために、どんなルールが必要なのかを学び、一人の権利主体として成長していくことができます。「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもも一人の人間として認め、お互いに意見を交わし合うことが大切ではないでしょうか。

出雲の食材をおいしく食べよう！

高い安全性と優れた品質の証

安全でおいしい「美味しまね」マーク農産物に注目！

「美味しまね」認証制度とは、厳しい品質管理の基準をクリアして生産された農林水産物を島根県が認証するものです。「美味しまね」マークがついた品は、高い安全性と優れた品質が保証されている食品といえます。現在、県内で47件の認証品があります。

市内で作られる「美味しまね」農産物

- ①(有)福田ファーム(野石谷町)の「ネッカエッグ」「こめたまご」
- ② JA いずもエコネギ研究会(平田町)の「出雲神話ねぎ」
- ③(株)出雲精茶(小境町)の「お茶」

いずれの取り組みも、減化学肥料・減農業による安全な生産体制、また朝取り・当日出荷・全数検査などによる品質管理が徹底されています。

食品の安全性に関心が集まる今、こだわりの地元産である「美味しまね」マーク食品にご注目ください。

おたすね／農業振興課 TEL21-6557

